足立区から転出される方へ

新しい住所地に住み始めた日から、**１４日以内に転入届の手続き**をしてください。

届出には、**転出証明書**と**本人確認資料**(※1)と**ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ（個人番号ｶｰﾄﾞ）**(※2) が必要になります。

外国人の方は、この他に「全員分の在留カード・特別永住者証明書（みなしを含む）」が必要です。

※1 転入のお手続きの際に必要な本人確認書類は、自治体により異なりますので、あらかじめ新住所地にご確認ください。※2 お持ちの方のみ

ご注意ください　正当な理由がなく 14 日以内に届出をしなかった場合は、５万円以下の過料に処せられることがあります。

	項　　目		足立区での手続き	新住所地での手続き
マイナンバーカード・印鑑登録のこと	住民基本台帳カード（住基カード） または マイナンバーカード（個人番号カード）		手続きの必要はありません。 ※「マイナンバーカード申請中の方」は、新住所地で申請継続（写真の再利用）が出来る場合があります。新住所地へご確認ください。	住基カードまたはマイナンバーカードをお持ちの方は、転入届出時にカードを提示して下さい。住み始めから 14 日以内に転入届をすることにより、住基カードまたはマイナンバーカードを新住所地で継続して利用することができます。 詳しい手続き方法については、新住所地にご確認ください。 ※住み始めから 14 日以内に手続きをしないと失効します。
	印鑑登録		転出（予定）日で廃止になります。 印鑑登録証をお返しください。	必要な方は、改めて印鑑登録のお手続きをしてください。
医療・年金・介護のこと	国民健康保険		転出(予定)日で資格がなくなります。 被保険者証をお返しください。	転入届出時に加入の手続きをしてください。加入手続き方法については、新住所地へご確認ください。
	国民年金第１号被保険者		手続きの必要はありません。	日本年金機構にマイナンバー（個人番号）が登録されている方は原則住所変更手続きは不要です。
	国民・厚生年金受給者		手続きの必要はありません。	「年金受給権者住所変更届」を年金事務所へ提出してください。※日本年金機構にマイナンバー（個人番号）が登録されている方は原則提出不要です。
	介護保険		被保険者証をお返しください。 ※住所地特例施設に入所される方は、被保険者証はそのままお持ちください。後日新住所地の住所が記載された被保険者証を郵送します。	要介護・要支援認定を受けている方で、新住所地に認定を引き継ぐ方は、新住所地に住み始めた日から 14 日以内に認定手続きをしてください。 ※住み始めてから、14 日以内に手続きをしないと失効します。
	・都医療券（難病医療・気管支ぜん息など） ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	都内へ	手続きの必要はありません。	新住所地へご確認ください。
		都外へ	医療券・医療証または受給者証をお返しください。 ※新住所地で受給者証のコピーが必要になる場合があります。詳しくは新住所地へご確認ください。	
	障受給者証		受給者証をお返しください。 ※都内へ転出されるかたは、受給者証交付状況連絡票を交付します。	新住所地へご確認ください。 ※課税証明書が必要となる場合があります。必要年度等は、新住所地へお尋ねください。
	公害医療手帳		衛生管理課公害保健係（電話 03-3880-5893　FAX 03-3880-5602）へお問い合わせください。	

	項　　目		足立区での手続き	新住所地での手続き
高齢者のこと	後期高齢者医療制度	都内へ	手続きの必要はありません。 新住所地へ足立区の被保険者証を提出してください。	新住所地へご確認ください。
		都外へ	転出（予定）日で資格がなくなります。被保険者証をお返しください。	
	シルバーパス	都内へ	手続きの必要はありません。	東京バス協会に連絡してください。 （電話 03-5308-6950）
		都外へ	転出(予定)日で資格がなくなります。パスをバス営業所または東京バス協会にお返しください。詳しくは東京バス協会へお問い合わせください。	
	老人ホーム等の施設に入る方		介護保険課 （電話 03-3880-5744　FAX 03-3880-5621） 国民健康保険課資格賦課担当 （電話 03-3880-5240　FAX 03-3880-5618） 高齢医療・年金課 （電話 03-3880-6041　FAX 03-3880-5981） にご連絡ください。	転入届出、施設等への届出の手続きをしてください。
お子さまのこと	公立小・中学校		転校する方は学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」をもらってください。	「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持参して、新住所地で転校の手続きをしてください。
	母子健康手帳		手続きの必要はありません。	新住所地へご確認ください。
	乳幼児の健診・予防接種		手続きの必要はありません。	
	乳・子・青医療証		転出(予定)日で資格がなくなります。医療証をお返しください。	
	児童手当		手続きの必要はありません。 ※単身での転出の場合は、手続きが必要になることがありますので、親子支援課児童手当係へご連絡ください。 （電話 03-3880-6492　FAX 03-3880-5573）	転出予定日の翌日から 15 日以内に新住所地で申請が必要です。手続きに必要な書類は新住所地へご確認ください。
	児童扶養手当・児童育成手当 ひとり親家庭等医療費助成		親子支援課親子支援係で手続きが必要です。 （電話 03-3880-5883　FAX 03-3880-5573）	転入時に手続きが必要です。 詳しくは新住所地へご確認ください。
	特別児童扶養手当		手続きの必要はありません。	
税金・保険料のこと	特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料、又は、後期高齢者医療保険料に未納のある方		未納のある税・保険料の担当課へご連絡ください。 **<u>*おかけ間違いのないようご注意ください。</u>** □特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）― 納税課 （電話 03-3880-5236・5237　FAX 03-3880-5612） □国民健康保険料 ―――――― 国民健康保険課滞納整理第一係・第二係 （電話 03-3880-5243・5244・5019　FAX 03-3880-5618） □介護保険料 ―――――― 介護保険課 （電話 03-3880-5744　FAX 03-3880-5621） □後期高齢者医療保険料 ―――― 高齢医療・年金課 （電話 03-3880-6041　FAX 03-3880-5981）	
	新たな年度の特別区民税・都民税について		特別区民税･都民税は、その年の１月１日に住民登録があった区市町村で課税されます。そのため、転出後に足立区から納税通知書等が送付される場合があります。その際は、納期限までに納めてください。	

	項　　目		足立区での手続き	新住所地での手続き
障がいのこと	身体障害者手帳 愛の手帳		手続きの必要はありません。	新住所地で住所変更等の手続きを行ってください。
	・自立支援医療受給者証 （精神通院･育成医療･更生医療） ・精神障害者保健福祉手帳		手続きの必要はありません。	転入手続きが必要です。手続き方法については新住所地へご確認ください。
	障害福祉サービス受給者証		（身体・知的・難病） お住まいの地域を担当する障がい福祉課各援護係へご連絡ください。 （精神） お住まいの地域を担当する各保健センター、中央本町地域・保健総合支援課の各地域保健係へご連絡ください。	新住所地で新たに受給者証発行の手続きを行ってください。その際、障害支援区分をお持ちの方は、足立区で発行した「障害支援区分認定証明書」を新住所地に提出してください。
	障がい者福祉手当 難病患者福祉手当 特別障害者手当 障害児福祉手当		手続きの必要はありません。	新住所地へご確認ください。
	重度心身障害者手当	都内へ	手続きの必要はありません。	新住所地へご確認ください。
		都外へ	転出日で資格がなくなります。印鑑を持参し、障がい給付係、各援護係で届出の手続きをしてください。	
その他	排気量 125cc 以下のバイク・小型特殊自動車		ナンバープレート変更などの手続きが必要になります。 詳しくは、課税課軽自動車税係（電話 03-3880-5848　FAX 03-5681-7665）へお問い合わせください。	
	犬の登録		手続きの必要はありません。	「マイクロチップ」で登録をされている方 環境省のマイクロチップ登録サイトから住所変更手続きを行ってください。自治体によっては、再度、自治体での登録が必要となる可能性がありますので、新住所地の自治体にお問い合わせください。 「鑑札」をお持ちの方 足立区で交付された「鑑札」を持参し、転入の手続きをしてください。

【重　要】

● **コンビニエンスストアでの証明書の取得について**

転出する本人は、転出予定日の前営業日（足立区役所開庁日）までは、コンビニエンスストアにて証明書の発行が可能です。

お問い合わせコール あだち

【受付時間】午前８時～午後８時
（１月１日～１月３日を除く毎日）

03-3880-0039

ＦＡＸ：03-3880-0041

Ｅメール：oshiete@city.adachi.tokyo.jp

2023 年 1 月改訂

【足立区役所】　〒120-8510　足立区中央本町一丁目 17 番 1 号